

「統計調査における民間事業者の活用に関する懇談会」運営要領（案）

平成 20 年 9 月 5 日

（座長）

- 1 座長は、「統計調査における民間事業者の活用に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を主宰する。

（座長代理）

- 2 懇談会に座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が懇談会の構成員から指名するものとする。
- 3 座長代理は、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

（関係者の出席）

- 4 座長は、必要があると認めるときは、関係者に懇談会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（議事の公開）

- 5 懇談会は公開しないが、配布資料は懇談会終了後公表する。
懇談会における議事の概要については、事務局で取りまとめの上速やかにホームページで公開するとともに、議事録については、構成員の了解を得た上でホームページ上で公開する。

（その他）

- 6 前各項のほか、懇談会の運営その他の懇談会に関し必要な事項は、座長が定める。